

## 温暖化防止に関する条例制定に係る検討事項について

### 1 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 全国の状況

|        | 1990年            | 2002年度    | 増減     |
|--------|------------------|-----------|--------|
| 二酸化炭素  | 1122.3百万t        | 1247.6百万t | +11.2% |
| 内訳     |                  |           |        |
|        | 工場等（産業部門）        |           | -0.02% |
|        | 自動車・船舶等（運輸部門）    |           | +19.5% |
|        | オフィスビル等（民生・業務部門） |           | +36.9% |
|        | 家庭（民生・家庭部門）      |           | +28.9% |
| 温室効果ガス | 1236.9百万t※       | 1330.8百万t | +7.6%  |

※ HFC、PFC及びSF<sub>6</sub>については1995年

#### (2) 府内の状況

・1990年度から1995年度までの間に二酸化炭素排出量は9.6%、温室効果ガス排出量は8.9%増加している。

・また、簡易推計によれば、2002年度（平成14年度）のCO<sub>2</sub>排出量は、1990年度に比べ8.9%減少している。

※ 電力の排出係数について、関西電力の数値を用いた場合であり、国の算定や共生計画での算定と同様に全電源の平均数値を用いると、平成14年度の排出量は+1.8%となる。

※ 本来は、各種の活動指標に基づいて分野別の消費量から積算する必要があるため、17年度事業として算出する予定

#### <京都市域の排出状況>

2000年時点で、1990年に比べ、二酸化炭素は0.3%減少、温室効果ガス6ガスは1.2%増加

〔京都市調査による。共生計画と同様、各種活動指標に基づき分野別消費量を計算。〕  
データ電力の排出係数は全電源の平均数値を使用

#### (参考) 削減目標

「京と地球の共生計画—地球温暖化対策推進版—」（平成11年3月策定）により目標設定

| 区分                  | 目標数値      | 基準年度       | 目標年度   |
|---------------------|-----------|------------|--------|
| CO <sub>2</sub> 排出量 | ▲ 12%（※2） | 1990年度     | 2010年度 |
| 6ガス排出量（※1）          | ▲ 8%      | 1990年度（※3） | 2010年度 |

（※1）6ガス：CO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF<sub>6</sub>）

（※2）森林吸収源対策については、削減目標数値の中では数値として見込んでいないが、今後取り組むべき施策には挙げている。

（※3）代替フロン等3ガスの基準年度は1995年度

#### 京都市の削減目標

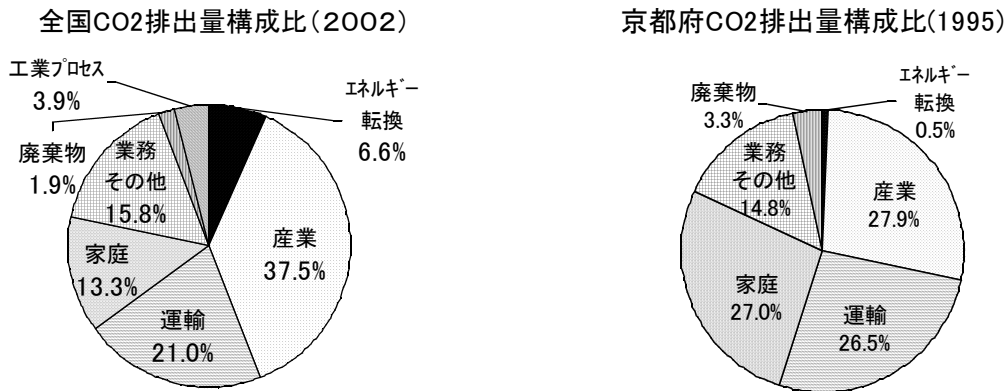
「京都市地球温暖化対策地域推進計画（改訂版）」（平成15年6月策定）により目標設定

| 区分         | 目標数値  | 基準年度       | 目標年度   |
|------------|-------|------------|--------|
| 6ガス排出量（※1） | ▲ 10% | 1990年度（※3） | 2010年度 |

### 2 京都府の特質

(1) 温室効果ガスの9割を占める二酸化炭素の排出は、全国では産業部門の排出割合が全体の約4割を占めているのに対して、京都府の産業部門の排出割合は全体の約3割であり、産業部門の比率が小さい。

(2) 民生部門の比率は、全国が約3割であるのに対して京都府では約4割であり、民生（家庭）部門の比率が高い。また、運輸部門の比率も高くなっている。



家庭の自動車からの排出は運輸部門に含まれる。

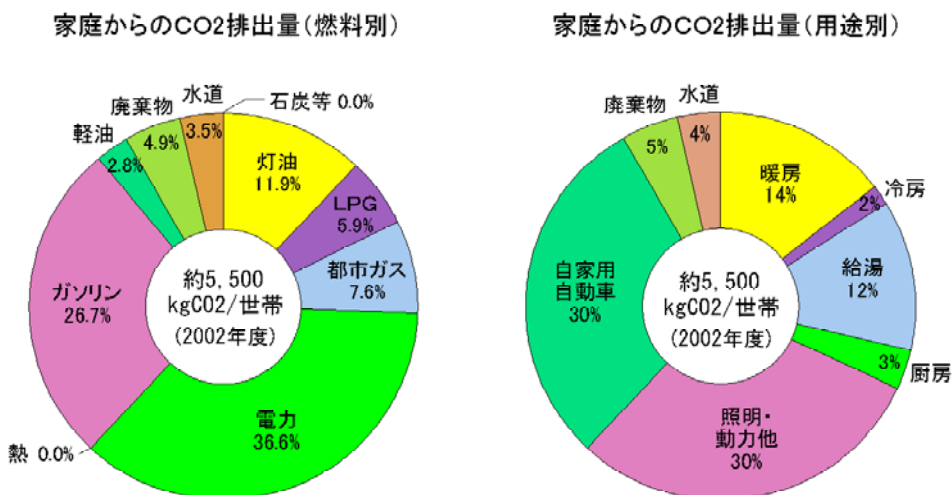
### 3 検討の視点

どのような内容を条例に盛り込んでいくか、各分野ごとに検討していく必要があるが、次のような視点から府としての独自性を確保する。

- (1)削減数値目標の設定
- (2)全国より排出割合の大きい、家庭部門、運輸部門における特徴的・効果的な対策
- (3)府域の75%を森林が占めるという特色を生かした森林吸収源対策や屋上緑化等の緑化対策
- (4)観光業界、観光客を対象とした対策
- (5)その他

### 4 各分野における対策の推進

#### (1)民生部門



<いずれも全国の場合>

#### (プラン重点施策)

- ▶ 自然共生型のライフスタイルの普及 → 民生部門における自主的取組の促進
  - ・省エネ機器、エコ製品の普及促進
  - ・京都型エコ住宅、ライフスタイル普及、住宅への府内産木材利用促進
  - ・屋上緑化等のヒートアイランド対策の推進
  - ・地域や学校における環境学習の推進

▶ **自然エネルギー等の利用促進 → 民生部門における自主的取組の促進**

- ・自然エネルギーを活用した環境にやさしいまちづくりの促進
- ・学校、公共施設、集客施設等への自然エネルギー設備や雨水利用設備の設置促進
- ・バイオマスの利活用の推進

**(他府県市条例における規制・義務付け等)**

- ・大規模建築物の温室効果ガス排出削減計画の策定・提出
- ・大規模建築物の屋上緑化等の実施
- ・家電製品販売者の省エネ性能情報表示、説明
- ・その他努力義務  
(省エネ製品・エコ製品の優先購入・使用、エネルギー機器の適切な使用、自然エネルギーの導入、資源の循環的利用、廃棄物の削減、従業員の環境教育 等)

**(国における対策)**

- ・トップランナー基準による機器の効率改善
- ・高効率給湯器の普及
- ・高効率照明の普及
- ・業務用高効率空調機の普及
- ・業務用省エネ型冷蔵・冷凍機の普及
- ・待機時消費電力の削減
- ・省エネ機器の買換え促進
- ・HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）、BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）の普及
- ・住宅の省エネ性能の向上
- ・建築物の省エネ性能の向上
- ・エネルギー管理の徹底
- ・エネルギー情報提供の仕組み作り

**(参考) 各主体の連携した取組**

- ・住民団体、NPO、事業者団体、行政等が連携した「京都省エネラベル協議会」が中心となり、家電販売店の店頭で、エアコン、冷蔵庫に省エネ性能等を示す独自の省エネラベルを貼り付ける取組を推進
- ・企業、民間団体、行政が連携した「京都グリーン購入ネットワーク」が中心となり、環境負荷の少ない商品やサービスの購入を促進するグリーン購入の取組を推進

**(2) 事業者対策（産業部門）**

**(プラン重点施策)**

▶ **事業所における温暖化対策の推進 → 産業部門における自主的取組の促進**

- ・中小企業の設備改修や環境マネジメントシステムの導入支援
- ・環境にやさしい産業等の育成・支援
- ・大規模事業所等における温室効果ガス排出を抑制する取組の検討

**(他府県市条例における規制・義務付け等)**

- ・大規模事業所の温室効果ガス排出削減計画の策定・提出、実施状況報告
- ・大規模建築物の温室効果ガス排出削減計画の策定・提出
- ・大規模建築物の屋上緑化等の実施
- ・その他努力義務  
(省エネ製品・エコ製品の優先購入・使用、エネルギー機器の適切な使用、省エネルギーの推進、自然エネルギーの導入、環境マネジメントシステムの推進、資源の循環的利用、廃棄物の削減、従業員の環境教育 等)

**(国における対策（エネルギー供給部門を含む。))**

- ・再生可能エネルギー、余剰エネルギーの利用の一層の拡大
- ・電力事業における取組の促進
- ・各業種の自主行動計画に基づく取組の促進
- ・省エネ法に基づく取組の強化  
(エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正)
- ・高効率設備の導入促進
- ・工場間のエネルギー融通
- ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の導入  
(地球温暖化対策の推進に関する法律の改正)

**(3)運輸部門**

**(プラン重点施策)**

- ▶ **自動車からの二酸化炭素の排出抑制 → 運輸部門における自主的取組の促進**
  - ・自動車交通量の抑制、公共交通機関の利用促進
  - ・交通需要マネジメントの促進
  - ・自動車や輸送による二酸化炭素排出抑制に取り組む事業者の支援
  - ・環境負荷の少ない自動車の導入促進
  - ・府庁の納入業者のグリーン配送の推進

**(他府県市条例における規制・義務付け等)**

- ・自動車からの温室効果ガス削減計画の策定・提出、実施状況報告
- ・自動車販売業者による自動車環境情報の説明、低公害車販売実績の報告
- ・アイドリングストップの実施
- ・その他努力義務  
(自動車交通量の抑制、公共交通機関等の利用、自動車の適正使用、アイドリングストップ、共同配送等による輸送効率の向上、低公害車の購入・使用 等)

**(国における対策)**

- ・トップランナー基準による自動車の燃費改善
- ・クリーンエネルギー自動車の普及促進
- ・アイドリングストップ車の導入支援
- ・サルファーフリー燃料の導入
- ・交通システムに係る省エネルギー対策
- ・モーダルシフト

**(4) 森林吸収源・緑化対策**

**(プラン重点施策)**

- ▶ **森林吸収源・緑化対策 → 森林吸収等によるCO<sub>2</sub>削減**
  - ・緑の公共事業の推進(森林の整備促進、府内産木材の利用促進等)
  - ・環の公共事業の推進
  - ・屋上緑化の普及促進

**(他府県市条例における規制・義務付け等)**

- ・大規模建築物の屋上緑化等の実施
- ・その他努力義務(森林所有者の森林整備・保全、木材の利用、住居・事業所の緑化推進 等)

**(国における対策)**

- ・森林の整備・保全

(5) 地域の推進体制及びネットワークの強化 → 地域における自主的取組の推進体制の強化

(プラン重点施策)

- ・センター及び推進員の活動と体制の強化
- ・市町村の取組基盤づくりの推進、地域協議会の設立促進
- ・地域プロジェクトの推進、センターによる地域の自主的活動の支援等を通じた、センターを核とした多様なネットワークの構築

(6) 国際環境協力の推進

(プラン重点施策)

- ・海外での植林協力等の推進
- ・海外との環境技術交流の推進